

「財務省の使命」と「政策の目標」の概念図

財務省の使命

納税者としての国民の視点に立ち、効率的かつ透明性の高い行政を行い、国の財務を総合的に管理運営することにより、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること。

政策の目標

通貨に対する信認を確保しつつ、健全で活力ある経済及び安心で豊かな社会を実現するとともに、世界経済の安定的発展に貢献すること

財政 (◎総合目標 1)

我が国における少子高齢化等の社会経済情勢の変化、厳しい財政状況を踏まえ、社会保障・税一体改革を継続するとともに、国・地方のプライマリーバランスについて、2015年度までにその赤字の対GDP比を2010年度の水準から半減し、2020年度までに黒字化するとともに財政健全化目標達成に向け、歳入・歳出両面において財政健全化に向けて取り組む【B】

税制 (◎総合目標 2)

我が国の経済・社会の構造変化に対応し、成長と雇用の実現、社会保障改革とその財源確保といった我が国の喫緊の課題に応えるため、税制の抜本的な改革に取り組む【A】

財務管理 (◎総合目標 3)

経済金融情勢及び財政状況を踏まえつつ、市場との緊密な対話に基づき、国債発行計画の策定等の国債管理政策を遂行し、中長期的な調達コストの抑制を図りながら、必要とされる財政資金を確実に調達する。また、対象事業の重点化・効率化を図りつつ、政策的必要性等の観点から財政投融資を活用するほか、「新成長戦略における国有財産の有効活用について」等を踏まえ、未利用国有地等の活用や庁舎及び宿舎の最適化の推進など国有財産の有効活用に取り組む【A】

通貨・金融システム (◎総合目標 4)

金融システムの状況を踏まえながら、関係機関との連携を図りつつ、金融破綻処理制度の整備・運用を図るとともに、預金保険法等の法令に基づき、金融危機管理を行うことにより、金融システムの安定の確保を図る。また、通貨の流通状況を把握し、偽造・変造の防止等に取り組み高い品質の通貨を円滑に供給することにより、通貨に対する信頼の維持に貢献する【A】

世界経済 (◎総合目標 5)

我が国経済の健全な発展に資するよう、地球的規模の問題への対応を含む国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、世界経済の持続的発展、国際金融システムの安定及びそれに向けた制度強化、アジアにおける地域協力の強化、開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す。特に、我が国を含むアジア諸国が共に成長するため、アジアにおける「新成長戦略」を推進する【A】

財政・経済運営 (総合目標 6)

総合目標 1 から 5 の目標を追求しつつ、震災対応に取り組むとともに、財政健全化と経済成長との両立を図る観点から、デフレ脱却・安定的な経済成長の実現に寄与することを目指し、関係機関との連携を図りつつ、適切な財政・経済の運営を行う【B】

健全な財政の確保 (政策目標 1)

- ◎1-1 重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進【B】
- ◎1-2 必要な歳入の確保【B】
- 1-3 予算執行の透明性の向上・適正な予算執行の確保【A】
- 1-4 決算の作成を通じた国の財政状況の的確な開示【C】
- 1-5 地方の歳入・歳出、国・地方間の財政移転に関する事務の適切な遂行【A】
- 1-6 公正で効率的かつ透明な財政・会計に係る制度の構築及びその適正な運営【B】

適正かつ公平な課税の実現 (政策目標 2)

- ◎2-1 我が国の経済・社会の構造変化に対応するとともに、喫緊の課題に応えるための税制の構築【A】
- 2-2 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収
- 2-3 酒類業の健全な発達の促進
- 2-4 税理士業務の適正な運営の確保

国の資産・負債の適正な管理 (政策目標 3)

- 3-1 国債の確実かつ円滑な発行及び中長期的な調達コストの抑制【A】
- 3-2 財政投融資の対象として必要な事業を実施する機関への資金供給の確保と重点化・効率化及びディスクロージャーの徹底【A】
- 3-3 国有財産の適正な管理及び有効活用等と情報提供の充実【B】
- 3-4 庁舎及び宿舎の最適化の推進【A】
- 3-5 国庫金の正確で効率的な管理【A】

通貨及び信用秩序に対する信頼の維持 (政策目標 4)

- 4-1 日本銀行券・貨幣の円滑な供給及び偽造・変造の防止【A】
- 4-2 金融破綻処理制度の適切な整備・運用及び迅速・的確な金融危機管理【A】

貿易の秩序維持と健全な発展 (政策目標 5)

- 5-1 内外経済情勢等を踏まえた適切な関税率の設定・関税制度の改善等【A】
- ◎5-2 多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進、税関分野における貿易円滑化の推進【A】
- 5-3 関税等の適正な賦課及び徴収、社会悪物品等の密輸阻止並びに税関手続における利用者利便の向上【A】

国際金融システムの安定的かつ健全な発展と開発途上国の経済社会の発展の促進 (政策目標 6)

- ◎6-1 外国為替市場の安定並びに国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保【A】
- 6-2 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進【A】
- ◎6-3 アジア経済戦略の推進（新成長戦略）【A】

財務省が所管する法人及び事業等の適正な管理、運営の確保

- 7-1 政府関係金融機関等の適正かつ効率的な運営の確保【A】
- 8-1 地震再保険事業の健全な運営【A】
- 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理【A】
- 10-1 日本銀行の業務及び組織の適正な運営の確保【A】
- 11-1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保【A】

高度な専門性に裏打ちされた、効果的・効率的かつ透明性の高い行政運営の実施及びそのための組織の構築

- 1 政策立案・調整・実施機能の発揮【B】
- 2 高い能力と見識を有する人材の育成・確保【B】
- 3 国民・市場に対する的確な情報の発信・開示と意見の集約【B】
- 4 電子政府実現に向けた行政の情報化の推進【B】
- ◎5 政策評価の着実な実施、業務運営の在り方や所管する法人の見直し等による効果的・効率的な行政運営【A】

組織運営の方針

注 1：【】は「政策の目標」の達成度（「S 達成した。」「A 達成に向けて相当の進展があった。」「B 達成に向けて進展があった。」「C 達成に向けて一部の進展にとどまった。」「D 達成に向けて進展がなかった。」）を示す。
 注 2：政策目標 2-2～2-4は、国税庁の実績の評価（平成 24 年 7 月から平成 25 年 6 月）において、財務省設置法上の国税庁の任務ともなっている大括りな目指すべき目標としての実績目標（大目標）。
 注 3：重マークを付した「政策の目標」は重点的に進めるものを示す。